

労災・雇用保険 社会保険のことは 民商へ



消費税の増税、原材料の高騰…中小業者のガマンも限界です。売上も利益も減りホンマしんどい商売。民商は地域に根づいて60年。中小業者の営業とくらしを全力で応援します。

事業主も入れる 労災・雇用保険

労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)への加入が必要です。民商には厚労大臣認可の事務組合があります。

民商の事務組合3つのメリット

- ① 事業主や家族従業者もOK
- ② 保険料の分割も可能
- ③ 安い費用で労力が省ける



業者の立場で相談 社会保険

法人、または従業員5人以上の個人事業者は社会保険(協会けんぽ・厚生年金)への加入が必要です。民商は、手続きなど親身にサポート。

4月から
現場に入れない?



「強制加入」にご注意!

国は、建設業の社会保険・雇用保険の未加入者を現場から排除する方針です。加入義務がない業者にまで強要するケースもでてきます。

例えば

労災保険料

建設業の場合	1日	124円
飲食業の場合	1日	35円



以下の給付内容が受けられます

- ◆ 治療費、入院費、手術代など **一切無料**
- ◆ 休業中も平均賃金 **60%~80%を給付**
- ◆ 後遺症への給付、遺族補償などもあります。

※保険料は業種・条件によって異なります。
※別途、事務組合費が必要です。

開業・融資・ 法人設立の相談も

- 開業資金の借入から、許認可、地域の情報提供も。法人設立もサポートします。
- 低利で安心の公的資金を活用。事業計画づくりや返済猶予の相談もお気軽に。

マイナンバーの
相談・対策も

中小業者のなんでも相談 土日もOK(午前10時から)

☎ **0120-22-0000**

詳しくはwebで

民商おおさか

ウェブ検索



● 商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円